

平成 23 年 3 月 13 日 夜  
金融担当大臣会見開始まで  
対外厳秘

平成23年3月13日

## 自見金融担当大臣談話

1. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様に対して心よりのお見舞いを申し上げます。
2. 金融庁としては、今回の地震の発生後、3月11日午後3時をもって、私(金融担当大臣)を本部長とする災害対策本部を設置したところです。

現在、政府をあげて、人命救助と被災された皆様の生活支援に取り組んでいるところでありますが、金融庁も、その一員として全力を尽くす所存です。
3. その一環として、3月11日、私と日本銀行総裁と連名で、金融機関に対し、預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じる等、被害者の便宜を考慮した措置を適切に講ずるよう要請したところであり、今後とも、預金者・取引先等に対する金融機能の維持を確保してまいりたいと考えています。
4. 金融市場及び証券市場については、システム等は正常に作動しており、3月14日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。
5. その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。

具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制(Naked Short Sellingの禁止)等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。
6. 関係者の皆様におかれては、適切な対応をお願いするとともに、改めて、一日も早い被災者の皆様の心の平穏の回復と被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日

金融関係団体 殿

内閣府特命担当大臣（金融） 自見 庄三郎  
日本銀行総裁 白川 方明

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する  
金融上の措置について

今回の平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。  
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘察して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。  
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1) ~ (9) にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

## 2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

## 3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

## 4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

以 上